

モンゴルの「マンホールチルドレン」の 保護活動に関する考察

—保護活動の現状とその課題を中心に—

照屋 朋子

はじめに

本稿の目的は、モンゴル国（Mongolia）の「マンホールチルドレン」問題が生まれた背景と概況を明らかにし、その定義付けを行い、保護活動の現状とその課題について考察を試みるものである。

モンゴルの首都ウランバートル（Ulaanbaatar）では1992年の社会主義体制の崩壊を機に、行き場を失った子ども達が冬場にマンホールで暮らしはじめ、「マンホールチルドレン（траншейны хүүхэд）」と呼ばれるようになり、社会問題化した。モンゴル政府はその救済のために、1996年に子ども達を保護するための「住所確定センター（Address and Identification Center）」を設立した⁽¹⁾。また、国際NGOは子ども達を保護し養育するための児童養護施設を建設し、子ども達を受け入れた。この様に子どもの保護が進んだ結果、ピーク時には約4000人いたマンホールチルドレンは、2007年時点で50人にまで減少した⁽²⁾。これによって、問題は解決したという意見もある。しかし、自らの意思でマンホール暮らしを選ぶ子ども達、児童養護施設を退所した後にマンホールに戻る「マンホールアダルト」が現れるなど、現在では新たな問題が浮上している。

モンゴルのマンホールチルドレンと関連する先行研究としては、長沢他『モンゴルのストリートチルドレン』（2007）⁽³⁾、山下他「モンゴルにおける児童自立支援に関する考察：養護施設退所者の追跡調査からみえてきたこと」（2007）⁽⁴⁾がある。長沢他は、モンゴルの貧困が始まった歴史的背景、マンホールにおける生活実態、施設養護から家庭養護への段階的移設などを紹介している。山下他は児童養護施設退所者6人を対象に追跡調査を実施し、自立に関する考察を行っている。しかし、「マンホールチルドレン」を表題とした先行研究は日本語と英語でもなく、管見の限り保護活動の限界を論じた研究はない。そこで本稿では、以下の構成で考察を行いたい。

第1節「マンホールチルドレン問題の背景」では、社会主義体制から資本主義体制への転換の中でいかにしてマンホールチルドレンが生まれ、子ども達はなぜ住処としてマンホールを選択したのか、その背景と理由を明らかにする。

第2節「マンホールチルドレン問題の概況」では、マンホールチルドレンとストリートチルドレンの定義を明確にし、その数が4000人とピークを迎えた2003年にユニセフにより発刊された「モンゴルのストリートチルドレンの実態調査2003（Street and Unsupervised Children of Mongolia 2003）」

を参考に、その特色、種類、数、家庭背景、就学状況などの概況を把握する。

第3節「マンホールチルドレンの保護活動」では、マンホールチルドレン救済のためにどのような支援がおこなわれてきたのか、モンゴル政府、国際機関、国際NGOを機関ごとに整理し、保護活動のプロセスを明らかにした上で、保護活動の限界を考察する。

1. マンホールチルドレン問題の背景

(1) 社会主義から資本主義への転換

モンゴルは南北を中国、ロシアに挟まれたモンゴル高原北部に位置する内陸国である。日本の約4倍にあたる156.4平方kmの国土面積を有し、2018年12月時点での人口は約324万人である⁽⁵⁾。気候は乾燥しており、冬の気温はマイナス40度を下回ることもある。

モンゴルは1924年から1992年までの約70年間、旧ソ連に次ぐ世界で2番目の社会主義国であった。「ソ連の16番目の共和国」と呼ばれるほどモンゴル経済の旧ソ連への依存度は強く、80年代には旧ソ連からの援助はGDPの3割にも達していた。一方、旧ソ連にとってのモンゴルの位置付けは、後に独立した中央アジア諸国と同様、銅・鉛等の鉱物資源を中心とした原料供給国としてであった。こうした旧ソ連の庇護の下で、モンゴルは低所得国ながら安定した経済成長を達成し、充実した社会福祉制度を備えていた⁽⁶⁾。

モンゴルは第二次世界大戦前に8時間労働制、女性の普通選挙権などあらゆる差別の撤廃を実現し、戦後は基礎教育の徹底によるたぐいまれな高い識字率、無償の高等教育と女性のあらゆる分野への急速な社会進出、無料の医療サービス、完全雇用の実現、障がい者年金、国民皆年金などを達成しており、知られざる「大福祉国家」と呼ばれていた⁽⁷⁾。

しかし、旧ソ連のペレストロイカに続いてモンゴルでも経済改革が開始され、またその中で民主化運動が展開され、社会主義は崩壊を迎えた。1991年12月のソ連崩壊を受けた1992年2月、モンゴルは新憲法を施行して、社会主義を放棄し、国名をモンゴル人民共和国からモンゴル国へと改めた。この過程で、旧ソ連は対モンゴル援助を停止し、また両国間の貿易は激減した。モンゴルに駐在していた多くの旧ソ連からの技術者、管理者、軍人も引き上げて行った⁽⁸⁾。

(2) 社会体制移行にともなう混乱と貧困層の出現

資本主義国として再スタートをきったモンゴルは、社会主義による計画経済を1991年から3年間で市場経済に改めるという方針を示した⁽⁹⁾。旧ソ連からの援助がなくなった後は、日本、ドイツ、アメリカなどのODA（Official Development Assistance）と、世界銀行やIMF（International Monetary Fund）などの国際機関による援助を受けるようになった。1996年における援助受け入れ額はモンゴルのGDPの24%、国家予算の80%に相当した⁽¹⁰⁾。IMF主導のショック療法による市場経済への移行が断行され、価格の自由化、国有財産の私有化と国有企業の民営化、教育と福祉予算の合理化、家畜の私有化、土地私有化など体制変換のための改革が次々と実行された⁽¹¹⁾。

その中でも、国有財産の私有化と国有企業の民営化については、結果的に貧富の差を拡大させ、飲酒による犯罪や家庭内暴力など社会問題を生むきっかけとなった。1991年5月に採択された「国有財産私有化法」によって、全国民に国営企業の株などを買う権利書が与えられたが、「株」という言葉の意味さえ分からない国民が権利書を有効に活用することはなく、国有財産をうまく払い下げた「持てる者」と「持たざる者」が生まれ、格差社会が始まった。多くの国有企業は拙速な民営化に失敗し、労働者は収入源と社宅を失った。こうして、大量の失業者と住宅のない人が生み出され、飲酒による犯罪や家庭内暴力、社会不安が増大した⁽¹²⁾。

教育と福祉予算の合理化は、民営化の強行やゼロ関税制などによって壊滅的に傾いた国家予算の均衡をとるために断行された。教育現場では、学校設備・備品の不備、営繕費・生徒寮費の個人負担などの問題が生じ⁽¹³⁾、生活困窮による学生のドロップアウトや就学率の低下などの問題が起こった⁽¹⁴⁾。就学率は、1980年代までは粗就学率が男女共に100%前後であったが、1990年から一気に低下し、93年には男子75%、女子73%にまで落ち込んだ⁽¹⁵⁾。社会主義時代には全て無償であった教育費用も、市場経済化により有料化されたため、貧困家庭の子ども達は学校に通うことが困難になり、ストリートチルドレンを生み出した大きな原因となった⁽¹⁶⁾。

1990年以降の5年間、経済は低迷し、一人当たりの国民所得は減少し⁽¹⁷⁾、1998年に失業者は全労働力の20%を示してピークに達した⁽¹⁸⁾。1995年から2005年にかけて貧困率は35%前後を推移し、2018年時点でも貧困率28.4%と未だ人口の約3分の1にあたる人々が貧困ライン以下で生活している状態である⁽¹⁹⁾。このようにストリートチルドレンとその家族は、市場経済という新しいシステムに適応しそとなった人々ではなく、一連の改革の下で生み出された被害者とも捉えられる⁽²⁰⁾。

2. マンホールチルドレン問題の概況

(1) 定義

モンゴルで初めてマンホールチルドレンが出現したのは、1992年に市場経済化した直後であった。これは社会主義時代にはなかった現象であった⁽²¹⁾。なぜなら社会主義時代には、国家によって最低限の生活は保証されており、寒い冬をマンホールの中で過ごす子ども達はいなかったからである⁽²²⁾。

マンホールで生活をする子ども達の呼称としては「マンホールチルドレン」もしくは「ストリートチルドレン」が使われる。一般的に、モンゴルで使われている用語は「マンホールチルドレン (траншейны хүүхэд)」である。その理由は二つ推察される。第一に、1992年の社会主義崩壊時の季節が冬であり、子ども達が暖を求めてマンホール暮らしを始めたことが人々にとって印象的であったからである。第二に、貧困の端緒となった時期に出現した社会現象であったため、貧困の代名詞として「マンホールチルドレン」が一般的に使用されるようになったからである。日本では、1998年にNHKによるドキュメンタリー「マンホールチルドレン—混迷するモンゴルからの報告—」によって、「マンホールチルドレン」が認知されるようになった。NPO法人アジアチャイルドサポートセンターやNGO ユイマールなども「マンホールチルドレン」の呼称をつかっている。

一方で、モンゴル政府や国際機関はその報告書などで「ストリートチルドレン」を使っている。「ストリートチルドレン」が呼称として使われる理由としては、子ども達が温かい時期に公園や駅の広場などを使っており、マンホールも含む「ストリート」と定義した方が包括的に使えるからだと推測される。ユニセフは、「ストリートチルドレン」の定義は機関ごとに異なり、児童養護施設に暮らす子ども達はそこに来た経緯が何であれ、一括してストリートチルドレンと呼ばれていると指摘している⁽²³⁾。モンゴルの住所確定センターと国立子どもセンターの「ストリートチルドレン」の定義は「ストリートで暮らしている子ども。自分の家族と住みながらストリートで大半の時間を過ごし、生活の糧を得ている子ども。児童養護施設に入所している子ども。」⁽²⁴⁾としており、既に児童養護施設に保護された子ども達を含むなど広義である。

モンゴルのマンホールチルドレンは他国のストリートチルドレンと比べて、生活条件が厳しく過酷である。なぜなら、厳冬下には-30度にまで気温が下がり、凍傷や凍死のおそれがあるからである。また、マンホールの中にはねずみやゴキブリがおり、不衛生な環境下での生活を強いられる。温暖な気候下で生きるストリートチルドレンであれば、比較的清潔で快適な場所に移動することができる。しかし、モンゴルにおいては暖を取れる場所がマンホールに限られるため、衛生的な場所に移動することができない。その過酷さが「ストリートチルドレン」の呼称からは伝わらない。

そこで本稿では、保護対象となる狭義のストリートチルドレン、すなわち、「暖を取る必要時にマンホールで大半の時間を過ごし、寝泊りをしている子ども達」を「マンホールチルドレン」の定義とし、使用する。ただし、参照した文献において「ストリートチルドレン」が使用されている場合には本稿でも「ストリートチルドレン」を使用する。

(2) 特色と数

行き場を失った子ども達が住处としてマンホールを選んだ理由は、マンホールの中は暖がとれ、雨風雪を凌げるからである。モンゴルでは地域集中暖房システムが引かれ、建物全体にはりめぐらされたパイプに温水を通すスチーム式のセントラル・ヒーティングが採用されている。町はずれにある火力発電所で温水を沸かし、ウランバートルの地下空間に温水パイプを通すことで、街中の各建物の暖房システムに温水を供給している⁽²⁵⁾。それゆえ、マンホールの下は、温水パイプが通る地下空間になっており、温水パイプから伝わる熱で子ども達が暖をとることができる。

1994年に、モンゴル国厚生省、児童保護センターによって開催された「ストリートチルドレンの問題会議」では家を出て路上生活している子ども達を下記の3種類に分類している⁽²⁶⁾。

①家族のもとで暮らす貧しい子ども達

生活のために学校を中退し、日中はストリートで働いて夜になると帰宅する子ども達と、1週間から3週間という短期の間、家に帰らない子ども達。こうした子ども達の家庭は貧困で生活資金が十分でないため、子どもを働かせることによって収入を増やしている。学校に行っている子ども達もいるが、その数はとても少ない。

②家族と連絡を取っているが、ほとんど路上で暮らしている子ども達

暴力や夫婦げんかなどの家庭不和によって家出をしており、一週間から数か月家に帰らない。子ども達は他のストリートチルドレンと一緒に、ウランバートル市内、または他の町で泊まれる所を探し、夜を適当に過ごす。市場での荷物運び、車洗い、靴磨きなどの仕事をする子どももいれば、スリ、万引き、空き巣、強盗などの犯罪に加担する子どももいる。得た資金は自分の好きなように使い、ほとんどの子ども達が家に帰って生活するより自由に路上で生活する方がいいと思っている。

③家族から完全に離れた子ども達

1年間に1、2回程度で家族と連絡を取っているか、あるいはまったく連絡を取っていない。このような子ども達は家族関係が薄く、親に捨てられたケースもある。さまざまな方法で稼ぎを得て、自分のために使う。保護を一番必要とする子ども達と考えられる。犯罪に加担する子どもが多く、他のストリートチルドレンとグループを結成し、集団で生活するのが特徴である。児童養護施設に保護されても施設での生活に慣れないため逃げ出てストリート暮らしを続けることが多い。

モンゴル国厚生省とユニセフによる「ストリートチルドレン実態調査1997」によると、1992年時点で約1500人いたストリートチルドレンは、1994年に2500人、1996年に3500人と増え続けた⁽²⁷⁾。その後、2003年時点で4000人とピークを迎えたが、後述するモンゴル政府や国際NGO等の保護活動により、ほとんどが保護されるようになり、2007年には50人程度にまで減った。

(3) 家庭背景

表1から表3は、1086人を対象としたユニセフの「ストリートチルドレンの実態調査」の抜粋である。表1は、子ども達の家族構成と状況を示したものである。表1によると、孤児（全孤児と半孤児）である子ども達が35.2%と最多であった。全孤児とは両親共に死亡している孤児を指し、半孤児は片親のみが死亡している孤児を指す。「親がアルコール中毒、刑務所、病気」「保護者なし」とあわせると、51.4%の子ども達が独力で生活をしなければならない状況に置かれていることが明らかとなった。一方で、ストリートチルドレンの26.8%には両親または継父母がいることも明らかとなったが、次に紹介する「子どもが家を出た原因」の家庭内不和によって、家族との同居よりもストリートでの暮らしを選んだものといえる。

表2は、子どもが家を出た原因について示したものである。「貧困」が直接的な原因だと答えた子ども達は全体の40%に及び、家族が「ホームレス」であるという理由とあわせると、56.3%が経済的困窮を理由としていた。「家庭内のいさかい」は6.8%にすぎなかったが、「置き去りや放置、家庭内のいさかい、ネグレクト・追い出された」などを合わせると家庭内での不和によるものは26.1%に及んでおり、家族関係のねじれがストリートチルドレンを生みだしていることを示している。

ユニセフによると、特定の青年期の子ども達によるグループは、日常に飽きており、ウランバートルをふらつくような気ままなストリート暮らしを好んでいる⁽³⁰⁾。

表1 子ども達の家族構成と状況

半孤児	26.8% (291人)
両親健在	19.5% (212人)
離婚	17.9% (194人)
全孤児	8.3% (91人)
継父母	7.3% (79人)
保護者なし	7.0% (76人)
アルコール中毒の親	4.7% (51人)
失業中	4.0% (43人)
親が刑務所	2.0% (22人)
親が病気	2.5% (27人)
合計	100% (1086人)

Family composition and circumstances⁽²⁹⁾
 (ユニセフ “Street and Unsupervised Children of Mongolia” 2003 より筆者作成)

表2 子どもが家を出た原因

貧困	40.2% (437人)
ホームレス	16.3% (177人)
置き去りや放置	13.0% (141人)
家庭内のいさかい	6.8% (74人)
ネグレクト・追い出された	6.3% (68人)
ストリート暮らしが気ままだから	5.8% (63人)
他人に影響されて	3.0% (33人)
その他	8.5% (93人)
合計	100% (1086人)

Child's reasons for leaving home⁽³⁰⁾
 (ユニセフ “Street and Unsupervised Children of Mongolia” 2003 より筆者作成)

表3 子ども達の読み書き能力と就学状況

児童養護施設から学校に通っている	33.2% (361人)
保育園	16.7% (181人)
全く読み書きできない	16.3% (177人)
ドロップアウトした	15.7% (171人)
少々読み書きができる	8.0% (87人)
初等教育	7.9% (86人)
中等教育	2.1% (23人)
合計	100% (1086人)

Current and previous education status of children⁽³³⁾
 (ユニセフ “Street and Unsupervised Children of Mongolia”
 2003 より筆者作成)

(4) 就学状況

表3はストリートチルドレンの読み書き能力と就学状況を表にしたものである。7歳から17歳までの学齢期にある子どもの33.2%は、児童養護施設から学校に通っているが、29.9%は学校に通っておらず、施設が提供する非公式の教育を受けている⁽³¹⁾。全く読み書きができない子ども達と、少々読み書きが出来る子ども達が合計で24.3%おり、ストリートチルドレンの4人に1人は識字能力が不十分である。

ほとんどのストリートチルドレンは一般的な家庭の子ども達と比べて教育レベルが低い水準にあ

る。市場経済化により文房具だけでなく教科書も給食も有料化されたため、貧困家庭の児童は学校に通うことが困難となった⁽³³⁾ことが原因である。

3. マンホールチルドレンの保護活動

(1) モンゴル政府による支援

モンゴルは「国連児童の権利に関する条約（United Nations Convention on the Rights of the Child）」を旧ソビエト連邦から受け継ぐ形で、1990年に「継承」しており、1996年に児童権利保護法（The Child Rights Protection Law）を成立させている。首都のウランバートルには、「不監督下にある子ども達の一時的拘束に関する法律（Law of the Temporary Detention of Unsupervised Children）」に基づいて、1996年に警察機関である住所確定センターが設立された。住所確定センターでは、路上やマンホールから子ども達を保護し、2週間から1カ月の期間、家庭環境や教育を受けた度合について調査を行う。そして、健康診断を経て、身寄りのある子ども達は親元へ、身寄りのない子ども達は児童養護施設へ送られる。住所確定センターは1996年から2000年までに12,775人を保護しており、市民からの通告と相談は24時間受け付けている。保護する子ども達の人数は50人までで、一時保護期間は2週間までとなっているが、実際には家族との連絡が取れなかったり、定員に空きのある児童養護施設が見つからなかったりと数か月に渡る長期入所となる場合もある⁽³⁴⁾。

モンゴル政府は、1999年に「LETセンター（Labor and Education and Training Center）」を設立し、7歳から17歳までの行き場を失った子ども達への住居提供と教育と就職のための訓練を提供している。LETセンターはウランバートル市の管理下におかれ、2003年5月時点では、145人を受け入れた⁽³⁵⁾。LETセンターでは、「困難児」と呼ばれる、一般の児童養護施設で暮らすことが出来ない問題行動のある子ども達を受け入れており、そのほとんどが住所確定センターと他の市町村から送られてきている。国際NGOのワールド・ビジョン（World Vision）と連携し、ワールド・ビジョンのソーシャルワーカーが子ども達への支援とセンター職員への指導を行っている⁽³⁶⁾。

(2) 国際機関による支援

世界銀行、アジア開発銀行、国連機関などの多様な国際機関がモンゴルの貧困削減やマンホールチルドレンの支援を行っている。マンホールチルドレン支援に関しては、国際機関は共通して、実態調査や政策提言などの間接的支援を行っている。

国際機関の中で、マンホールチルドレンの支援に中心的に関与したのはユニセフ（United Nations Children's Fund）である。ユニセフは、英語とモンゴル語で「モンゴルのストリートチルドレン実態調査（Street and Unsupervised Children of Mongolia）」「モンゴルの子ども達の現状分析（Analysis of the Situation of Children in Mongolia）」などの報告書を発刊し、実態を明らかにしている。また、ユニセフは、モンゴル政府やウランバートル市など行政に対して子ども保護の観点に基づいた政策提言を行うほか、国立子どもセンターが運営する児童養護施設を支援し、ストリートチルドレンを生み出

さないための予防措置として貧困家庭に学用品や服などを提供する支援を行っている⁽³⁷⁾。

(3) 国際 NGO による支援

社会主義時代は、政府は市民やコミュニティが自発的に組織を形成することが認められていなかったため、モンゴルでは市民社会や NGO などが育つ土壌がなかった⁽³⁸⁾。そのため、モンゴル政府はストリートチルドレン問題の解決のために国際 NGO に緊急的な保護と支援を要請した⁽³⁹⁾。

国際 NGO であるセーブ・ザ・チルドレン (Save the Children) はマンホールチルドレン支援にいち早く取り組み、1994 年に 2 か所の児童養護施設を開設した⁽⁴⁰⁾。1996 年にはウランバートル市郊外に児童養護施設の建設をすすめ、計 5 施設で 125 人の子ども達を保護した。更に、1997 年から 1998 年にかけて地方自治体からの要請によりドルノド、セレンゲ、ダルハンにおいても 5 つの児童養護施設を開設させた。また、子ども達へのカウンセリングや生活保護手続き支援などの社会福祉支援と家庭復帰へ向けた支援や代替となる養育の確保などの支援を実施し、行政や警察など関係諸機関の連携による包括的な支援システムの構築を行っている⁽⁴¹⁾。

ワールド・ビジョンは 1997 年にウランバートルに児童養護施設ライトハウス子どもセンター (Light House children's center) を開設し、20 人の子どもを受け入れた。ライトハウス子どもセンターは児童養護施設でありながらも、寝泊りも出入りも自由という特色をもつ施設であった。子ども達はセンターが提供する読み書きなどの教育を受けることができる。現在、ライトハウス子どもセンターでは 70 人の子ども達を受け入れている⁽⁴²⁾。また、マンホールチルドレンが利用できる日帰りのアクティビティー・センター (Day Activity Centre) も運営し、子どもへの入浴、食事提供を行うほか、教育も提供している⁽⁴³⁾。

日本の国際 NGO である特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンは 1997 年から児童保護施設ホッタイトルを、その運営終了後の 2006 年からは児童養護施設ベルビスト・ケアセンターを運営している。2018 年 5 月時点でベルビスト・ケアセンターには 39 人が生活をしている⁽⁴⁴⁾。

モンゴル国内のローカル NGO、宗教団体なども児童養護施設を建設した。1997 年にオユンナ基金によって孤児保護施設テムーレル⁽⁴⁵⁾が、2003 年にカトリック修道会サレジオ会によってドンボスコ孤児院 (Don Bosco caring center) が建設された⁽⁴⁶⁾。

2018 年のモンゴル政府の発表によると、モンゴル全国に児童養護施設は 32 施設あり、そのうち 25 施設が国際 NGO とローカル NGO によって経営されている⁽⁴⁷⁾。その多くは 20 人前後を保護する小規模なものであるが、1993 年にオーストラリア出身のディディ・アナンダ・カリカ (Didi Ananda Kalika) が設立したロータス・チルドレン・センター (Lotus Children's Center)⁽⁴⁸⁾ という 100 人以上の子ども達を保護する大規模な児童養護施設も存在する。

(4) 保護活動の限界

モンゴル政府、国際機関、国際 NGO の支援によって、約 4000 人存在したマンホールチルドレン

は2007年時点で50人にまで減少した。それによって「マンホールチルドレン」問題は解決した、という意見もある。しかし、二つの意味で現状の保護活動には限界があり、課題が指摘できる。

第一に、保護された後も自らの意思でマンホール暮らしを選ぶ子ども達がいる。児童養護施設では人間関係のトラブルで居心地が悪く、路上暮らしの方が気ままで良いという子ども達もいる⁽⁴⁹⁾。ユニセフは、モンゴル全土に適用される児童養護施設運営に関する指標がなく、悪環境の児童養護施設が存在することを指摘している。また、児童養護施設の年長の子どもによるいじめ、年少の子どもに犯罪行為を行うよう強要する等と、非常に悪い影響を及ぼしていることにも注視している⁽⁵⁰⁾。児童養護施設による宗教教育の問題点についてユニセフが指摘する通り⁽⁵¹⁾、モンゴル民族がチベット仏教を信仰している中で、他の宗教の施設に保護される子ども達もおり、児童養護施設内での宗教教育に疑問を感じ、施設を出る子ども達も存在する。

第二に、児童養護施設を退所した後に再びマンホール暮らしをする「マンホールアダルト」が出現している。ユニセフは、児童養護施設退所後のアフターケアが無い事を問題視しており、その後の子ども達の様子を追うことが出来ないことに懸念を示した⁽⁵²⁾。山下他も、「家族と共に暮らすことができない子ども達は、施設での生活を余儀なくされ、一定の年齢になると十分なサポート体制もないまま、退所させられることになる⁽⁵³⁾」と指摘している。LETセンターの調べによると、2010年には2000人を超える青年達がマンホールで暮らしていた。彼らの多くは、幼少期にマンホール暮らしをしており、一度は児童養護施設に保護されるものの、児童養護施設の退所後に、再びマンホール生活に戻ってしまい、貧困から脱却することが出来ていない⁽⁵⁴⁾。その様なマンホールアダルトが、マンホール内で恋愛し、出産することで「二代目マンホールチルドレン」が誕生することがモンゴルで新しく問題視されている⁽⁵⁵⁾。

4. おわりに

本稿では、マンホールチルドレン誕生の背景と概況を明らかにし、定義付けを行った上で、保護活動のプロセスと限界について考察した。モンゴル政府、国際機関、国際NGOの支援によってマンホールチルドレンのほとんどが保護された。しかし、自らの意志でマンホール暮らしを選ぶ子ども達とマンホールアダルトという新たな課題が生まれており、保護だけではマンホールチルドレン問題の解決には不十分である。今後は課題の変化をふまえて、マンホールチルドレンを児童養護施設で保護した後のケアの充実と児童養護施設退所後の自立支援の在り方を検討したい。

注(1) UNICEF “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p. 18 (閲覧日 2019年9月21日) https://www.unicef.org/mongolia/street_children_report_eng.pdf

(2) Government of Mongolia, National Authority for Children, UNICEF “Analysis of the Situation of Children in Mongolia 2014”, 2014, p. 60

(3) 長沢孝司・今岡良子・島崎美代子・モンゴル国立教育大学 SW 学科『モンゴルのストリートチルドレンー市場経済化の嵐を生きる家族と子どもたちー』, 朱鷺書房, 2007

- (4) 山下英三郎・林金子「モンゴルにおける児童自立支援に関する考察：養護施設退所者の追跡調査からみえてきてこと」, 『日本社会事業大学研究紀要』54, 2007, pp.117-128
- (5) 外務省「モンゴル国基礎データ」(閲覧日2019年7月2日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html>
- (6) 国際協力推進協会, 『モンゴル 開発途上国国別経済協力シリーズ第3版』, 1998, p.1
- (7) 前掲『モンゴルのストリートチルドレン』, p.3
- (8) 前掲『モンゴル 開発途上国国別経済協力シリーズ第3版』, p.1
- (9) 宮前奈央美「モンゴルにおける社会体制移行と教育政策の課題」, 『九州大学大学院教育学コース院生論文集』, 2009, pp.89-107.
- (10) 前掲『モンゴル 開発途上国国別経済協力シリーズ第3版』, p.48
- (11) 今岡良子「社会主義から資本主義への移行」, 長沢孝司他編『モンゴルのストリートチルドレン』, 朱鷺書房, 2007, p.17
- (12) 前掲「社会主義から資本主義への移行」, p.18
- (13) 同前「社会主義から資本主義への移行」, p.18
- (14) 前掲「モンゴルにおける社会体制移行と教育政策の課題」pp.89-107.
- (15) UNESCO “The EFA2000 Assessment: Country Report Mongolia”, 2003, (閲覧日2019年11月5日) http://www2.unesco.org/wef/sountryreports/mongolia/rapport_1.html
- (16) B. スフオチル・長沢孝司「住民参加型児童施設の進展」長沢孝司他編『モンゴルのストリートチルドレン』朱鷺書房, 2007, p.173
- (17) UNDP “Mongolia Human Development Report 2011”,2011, p.9
- (18) A. デルゲルマー「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, 長沢孝司他編『モンゴルのストリートチルドレン』朱鷺書房, 2007, p.51
- (19) World Bank Pressrerease “Mongolia’s 2018 Poverty Rate Estimated at 28.4 percent”, 2018
- (20) 前掲「社会主義から資本主義への移行」, p.19
- (21) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”,2003, p.8
- (22) 前掲「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, p.54
- (23) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.8
- (24) 前掲「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, p.53
- (25) 同前「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, p.60
- (26) 同前「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, p.52
- (27) 同前「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, p.54
- (28) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.36
- (29) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.38
- (30) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.38
- (31) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.37
- (32) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.38
- (33) 前掲「住民参加型児童施設の進展」, p.173
- (34) 前掲「児童養護施設に収容された子どもたちの状態」, p.83
- (35) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.24
- (36) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p.15
- (37) 日本ユニセフ協会「ユニセフ支援の現場モンゴル ストリートチルドレンの保護と予防」p.2 (閲覧日2019年9月21日) https://www.unicef.or.jp/kodomo/teacher/pdf/st/st_13.pdf
- (38) 国際協力銀行「貧困プロファイルモンゴル国」, 2001, p.47 (閲覧日2019年9月21日) https://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/mongolia_fr.pdf

- (39) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p. 8
- (40) 前掲「住民参加型児童施設の進展」, p. 175
- (41) Save the Children Japan「モンゴル事業の概況」(閲覧日 2018年12月28日)
http://www.savechildren.or.jp/sc_activity/mongol/mongol-plan.html
- (42) Street Children in Mongolia “Lighthouse Center” (閲覧日: 2019年9月26日) <http://www.streetchildren.de/en/lighthouse-centre/index.html>
- (43) Street Children in Mongolia “Day Activity Center” (閲覧日: 2019年9月26日)
<http://www.streetchildren.de/en/day-activity-centre/index.html>
- (44) Peace Winds Japan「モンゴル児童保護施設での支援を継続中」(閲覧日: 2019年9月15日) <https://peace-winds.org/activity/mongolia/12831>
- (45) オユンナ基金「オユンナ基金について」(閲覧日: 2019年11月20日)
<http://eastwing.on.coocan.jp/fund.htm>
- (46) Don Bosco in Mongolia “care center” (閲覧日: 2019年9月27日)
<http://dbmongolia.org/en/our-service/ulaanbaatar/care-center/>
- (47) Гэр бүл хүүхэд залуучуудын хөгжлийн газар “Монголын хүүхдүүд 2016–2017”, 2018 p. 34 (閲覧日 2019年11月21日)
http://1212.mn/BookLibraryDownload.ashx?url=mongoliin_huuhduud_2016-2017.pdf&ln=Mn
- (48) Lotus Children’s Center (閲覧日: 2019年9月15日) <http://www.lotuschild.org>
- (49) 前掲「モンゴルにおけるストリートチルドレンの現状」, p. 56
- (50) op cit. “Analysis of the Situation of Children in Mongolia 2014”, p. 57
- (51) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p. 41
- (52) op cit. “Street and Unsupervised Children of Mongolia”, p. 31
- (53) 前掲「モンゴルにおける児童自立支援に関する考察: 養護施設退所者の追跡調査からみえてきてこと」
pp. 117–128
- (54) NGO ユイマール「マンホールチルドレンとは」(閲覧日 2018年12月28日)
<http://yuimar.org/manhole-children/manholechildren/>
- (55) 前掲「児童養護施設に収容された子どもたちの状態」, p. 95